

## 長岡市地域福祉計画の中間見直しの概要について

高齢者、障害者、子ども、生活困窮者など、福祉を要する市民を地域全体で支え合い、安心して暮らせる体制づくりを目指し、長岡市の地域福祉の基本的な指針を定めており、長岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、長岡市障害者基本計画・障害福祉計画、障害児福祉計画の上位計画である当計画について、6年計画のうち3年目である今年度に、下記の内容について中間見直しを行いたい。

### 1. 「再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年12月施行）」に基づき、再犯の防止等に関する施策を追加

- |                                 |                         |
|---------------------------------|-------------------------|
| (1) 関係機関と市等で構成する連携会議の開催による連携の強化 | (5) 子どもの非行や心配ごとに関する相談支援 |
| (2) 広報・啓発活動の推進による地域での再犯防止の意識醸成  | (6) 矯正施設出所後の受け入れ環境の調整   |
| (3) 保健医療・福祉サービスの利用支援            | (7) 就労支援                |
| (4) 住居の確保支援                     | など                      |

### 2. 「成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年5月施行）」に基づき、これまでも掲載されていた、権利擁護の推進項目に一部追加

- (1) どの地域に住んでいても、成年後見制度を利用できる権利擁護支援の地域連携ネットワーク体制整備
- (2) 広報・相談・マッチング等の機能を備えた地域連携ネットワークの中核機関の設置・運営
- (3) 成年後見制度の利用に関する助成制度の在り方 など

### 3. 「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和3年4月施行予定）」に基づき、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズへの対応についてを一部追加

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制の構築に向けた検討 など

### 4・その他の

上記内容の他、長岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、長岡市障害者基本計画・障害福祉計画、障害児福祉計画の策定等に応じて、必要な見直しを行うもの。